

Title	英国羊毛工業の発達とmerchant adventurers (五、完)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.5 (1922. 5), p.711(131)- 723(143)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220501-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

健康保險は任意加入であるけれども、州の希望によつては強制加入をすることも出来ることになつてゐる。さうして既に一九一四年迄で三州がその條件に従つて強制主義を採用してゐる。(Office Suisse des Assurances Sociales, Rapport du Department Suisse du Commerce, de l'Industrie et de l'Agriculture sur sa Gestion en 1914)

任意制度に不満を感じたる結果として、白耳義の下院は一九一四年五月(將に歐洲大戰の勃發せんとする時)強制的健康、癆疾、老年保險に關する法案を可決し、若し戦争のために白耳義の法制が停止せられなかつたならば、同年十一月に上院に於いて議せられる筈であつた。この強制保險法案を審議するために下院より任命せられた特別委員は、その報告書中に、「白耳義はあらゆる手段を廻らして貯蓄並びに經濟に人

民を向けんと試みたりといふことが出来る。強制主義の以前に、發議を奨勵するための教育が試みられたのであつた。Bulletin Comité Central Industriel de Belgique, Brussels, April, 1914) 瑞典の政府は十五歳より五十一歳に至る總ての女子に對する強制的出産保險の提案を討議した。(Victor von Borosini: "What European Nation Are Doing in Maternity Insurance") 丁抹に於ては從來任意の補助金付保險が最もよく發達してゐたのであるが、強制主義が一九〇八年八月の法律で實施せられることになり、この法律によつて傭主は外國の時節的勞働者をも疾病に對して保險することを要求せられてゐる。(L. G. Gibbon: loc. cit.) (未完)

英國羊毛工業の發達

Merchant Adventurers (五、完)

高 木 壽 一

九

英國羊毛工業に於ては、ギルドの舊制度は十五世紀以後、徐々に所謂 domestic System なる新生産組織によりて代られた。

此新生産組織の下に於て、中心をなすものは、企業家たる織物業者 Clothier である。而して此 Clothier の發生、地位並に業務等に就きて最も簡明なる説明を興ふるものは H. Lipson の近著 The English Woolen and Worsted Industries. (一九二二年出版)である。

各産業に於て、資本主義の發達する否とは市場の範圍並に分業の二要素に據る。地方的市

場は各獨立の工匠團體によりて供給せられ得べきも國家的、國際的市場は更に複雑なる組織を必要とする。又分業の程度小なる時は之に應じて各國の工匠が相互協力し得る場合も亦多い。而も十五世紀以降英國毛織物工業は、既に述べたる如く、一方、國內にありては織物商人。外國市場に對しては主として Merchant Adventurers によりて行はれたる市場の不斷の擴大と之に應ずる生産の増加とは、資本の投下を有利ならしめ、更に他方、織物製造に關係する業の多岐なるは羊毛工業が資本的基礎の上に建てらるべきを必要とすることゝなつた。

毛織物業は多數の業を經、斯くて織匠、洗張工、染物工等が相合して俱に、資本家的雇主たる Clothier に對し經濟上に於て、依頼するの狀態に到れるは蓋し已むべからざる所である。(同書 p. 37)

而も羊毛工業に於ける資本主義の發達は一舉に其功を奏せしに非らず、domestic system は容易にギルド制度に代りたるものでない。此二個の生産制度は兩々相俱に行はれギルドの制度は十六、十七世紀に到るも尙其殘蹟の存するを見る。そは、極めて徐々たる進化によりて行はれたるものである。(p. 39. p. 40)

而して、斯る資本家階級の發生は之を既に十四世紀末に溯るを得る。既に述べし如き事情は資本主義の大規模に行はるゝを可能ならしめ工業組織の進化に一新紀元を劃するものである。十四世紀前半、エドワード三世の治世に英國に移住し來りし、フランダール人 John Kempe の如き多數の職人を備ひて業を営みたるも、當時斯る事は極めて例外に屬する。

Ashley が十四世紀中葉以前に織物商人 draper 等の商人階級の存せざりしと等しく、十五世紀

中葉に到るまでは資本的工業家の階級の存在せるの證左なしと言へるに (Ashley: Economic History Vol. II p. 228) に反對して Lipson は Clothier は既に十四世紀末に存在す、Ashley は餘りに其發生を後に置くものなりと主張する。(Lipson: English Economic History p. 413) 之が論據として、一三九五年に於ける工業監督官 auhager の報告を擧げる。該報告に於て、Suffolk, Essex 等の諸州、殊に最も著しき資本的企業の例證を西部地方の Clothier に認むるのである云々。(Lipson: History p. 414 Woolen Industry p. 43)

而して、リチャード二世の治世(一三七七—一九九年)の末に於ても大製造業者は少數の都市に限られたりしも、織物工業の急速なる發達は益々多數の資本的雇主を生ずることとなつた。斯くして Clothier の階級は或は羊毛商人より、又は織

物商人、及各種の工匠等種々の階級の者にして、實際に資本を支配し得るの地位にある者によりて占められた。(Lipson: Woolen Industry p. 44) 洵に貨物が小親方職人によりて、其小仕事場にて製作せらるるが如き場合にありて、急激に増加しつつある需要に速かに應せんとする唯一の途は、資本家が進んで原料を供給し、市場開拓を企つるにあるのみである。

而も所要の勞働並に技術は容易に之を田舎の農民及都市のギルドの束縛に堪えずして田舎に移りし職人に求むるを得るのである。

(Ashley: Economic Organisation p. 94. Economic History Vol. II p. 227)

而して新生産組織たる domestic system に二面を見る。一は資本の勢力微弱にして勞、資の間に利害の衝突を認めざる方面。他は資本の勢力、假令絶對的に優越ならざるまでも尙頗る有力な

る方面である。前者の適例は England の北部にして、後者の進歩せる状態の最適例は之を西部地方に求むるを得る。先づ以下、主として資本家の勢力旺なる西部諸州の状態を東部地方の状態と共に述ぶる。こととする。

西部地方に於ては、Clothier は織物製造の全過程を支配するも自ら勞働し、製作に従事する職人にあらずして、企業者の地位に立ち、製作上、細目の遂行は之を織匠以下各種の職人に委す。

Clothier は工業的資本家と云はんよりは寧ろ、商業的資本家と云ふべく、専ら原料の購入、製造品の販賣に當り、製造の實際的細目、例令、織匠が職人を備ふと否と又、如何なる織機を用るも其關する所にあらずして唯其製品が、工匠によりて齎らされたる時、之を檢査するのみである。

而も Clothier は工業に従事する多數多種の

工匠雇傭するを以て、單に其業務を貨物の販賣にのみ限る、單なる商人とも認むべきでない。

(Lipson: Woollen Industry p. 40-42)

Clothier によりて雇傭せらるる者の數、極めて多様にして、或は、百五十人乃至二百人の織匠を雇傭せしことあるも斯る場合にも織匠は一人の Clothier にも雇傭せらるるものでない。織匠の外、各種の工匠を雇傭し、其數富裕なる Clothier にありては八百人或夫以上に上る。又、Clothier は其業を小規模に行はんか、大なる勢力を要せず、從て同時に他の職業に従事するを得るのである。

而して、Clothier が其原料を得るの方法は、各、其資力に應じて之を三途に分つ。

一、資力に富む Clothier は羊毛培養者 wool-grower より直接に剪取したる儘の羊毛を買取る

二、更に資力少なき者は、羊毛原産地に赴くの

而して十六世紀初葉に於ける、主として Clothier 並に Merchant Adventurers による織物工業及同貿易の急速なる發達は其狀態並に相互關係に新發展を齎らした。一、資本は勞働に隨從して田舎に移り田舎に住む織匠も最早都市の商人に依頼するの要なく、先きに起りし、都鄙工匠間の對抗は消滅して、都鄙資本的織物業者の間に新なる競争を生ずることとなつた。二、大商業資本家は、ヨーロッパ市場と接觸し、田舎に於ける新興の織物工業に對し、該地方商人の有力なる競争者となり、田舎に存住する Clothier は外國輸出商又はロンドン織物商人たることを問はず直接、商業に關係し、地方的商人の活動範圍を狭むるの結果となつた。例令 Shrewsbury の織物商人はロンドン商人がウェールズに人を派して white cloth を買取らしめ、當然 Shrewsbury の市場を經、同市の各織物仕上業に供給すべき

餘裕も亦剪取の期に羊毛を大量に仕入するの資力をも欠き、wool-grower と Clothier の仲介をなす羊毛商人より其原料を仕入る。三、更に極めて小資力の者にして原料の羊毛を仕入得ざる者は市場に於て織絲を購入する。茲に於て羊毛商は極めて有用のものとなり、遠地に在る、牧羊者と織物業者との間の媒介たるの地位に立つ。

而して Clothier が織物を販賣するには、自ら輸出商人に非ざれば、Backwell Hall (ロンドン織物市場) に於ける代理商に依る。其等の代理商は製造者及消費者の間に介在する織物商人或卸商にして、遂に後に織物業の支配者たるに到りしは、彼等に長期の信用 (普通六箇月、時に九箇月より十五箇月に及ぶ) を與へたるにより、多量の織物を扱ひて富をなしたのである。當時之等の商人は工業に據れる寄生蟲なりとせし非難せられたのである。(Lipson 前掲 p. 51-53)

材料を奪ふを以て、之を阻止せんとし、結局失敗に終つて居る。三、田舎に於ける織物製造は主として、unfinished cloth なるに、都市に於ては、織物仕上及染色の技術的進歩は之等の過程を營む熟練工匠に新勢力を與へた。之等三個の發達が相合して生せる結果を約言すれば、地方都市の織物商人が更に遠地よりする、より大なる商業資本によりて壓迫せられ地方的特權の保護に頼らんとし、又都市をして再び、織物仕上の諸業に關し織物工業の中心たらしめんとするに到つたこと等である。

都鄙の間に起りし對抗は、工匠より資本家の對抗に移り、十六世紀を通ずる主たる經濟的現象の一をなせるものである。都市の Clothier は、法制の力を以て工業の發展を阻止し、其周圍に興る新工業の中心を壓倒せんとした。

而して國富に占むる所、益々大なる諸工

業が極力都市に集中せらるべしとは十六世紀論客の主張にして、又多數の法制の主導的主義である。ヘンリー八世の治世よりエリザベスの即位に到る間の、常に増加せる諸法制は田舎に於ける工業に對して都市工業を保護するを目的として居る。

例令、都市のClothierの掌中に工業の支配權を收め田舎の工業の發達を阻止せんとするを主たる目的とする一五五五年に於けるWeavers' Actの如き實に斯る政策を示す好適例である。(Uhrwin: Industrial Organisation p. 87-93 p. 100-102)

該 Weavers' Act に曰く、英國織匠が從來、資力に富むClothierの種々に彼等を壓迫するを嘆願せるによれば、Clothierは或は自家に多數の織機を備へ不熟練の職人を雇ひて、織布の技術を修めたる多數の親方工匠の困窮を招き。或は織機を其掌中に買占め資力なき親方工匠の堪え

得ざる不法の使用料を以て貸與し、或は從來よりも頗る低額の賃銀を以て織布及其他の織物製造を行はしめ、斯くて彼等工匠は、自己の修めたる技術及職を捨つるの已むを得ざるに到つたと云ふ。

茲に於て、以上諸項の對策として左の諸項が制定せられた。一、都市 (City or corporate or market town) 外に住む織物業者は同時に一臺以上の織機を自宅に備へ又は所有すべからず、如何なる方法に於ても織機或は織機を備ふる家屋を他に貸與して利得を得べからず。二、田舎に在る織匠は二個以上の織機を備へ或は二個以上の織機より利得を得べからず。三、織匠は洗張場を有し又は洗張工或は染物工の業をなすことあるべからず。四、洗張工は自家に織機を備へ又は所有すべからず。五、都市又は過去十年間織物製造が一般に行はれたる地以外に於ては大幅

の織物を製造すべからず。六、都市外の織匠は二人以上の徒弟を有すべからず。七、今後何人も最短、七年の徒弟年規を修了したる後にあらざれば織物製造の職を營むべからず。八、以上の諸規定は北部諸州には適用せず。とし、各項に其の違反者に對する罰金額を規定して居る。

Ashley: Economic History vol. II. p. 23
3-4. Bland: English Economic History p. 320-2)
更に、一五五七年以後に於ては各種の毛織物は悉く、都市又は過去十年間織物製造の行はれたる地、以外に於ては一切、販賣の目的を以て製造すべからずとせられた。

而して、右の如き諸條令は都市に及はずして、専ら田舎の工業に對し、又資本家の勢力の微弱なる北部諸州に履行を見ないのである。Tudor朝に於ける、此種の諸條令を大體次の如き三項に歸することが出来る。一は、田舎に於ける工

業の發達を制限せんと企つるものにして。二は特に徒弟に關する規定によりて、善良なる技術を維持せんことを目的とするもの。及三、織機の所有並に貸與に關する條項等である。

Weavers' Act に示す所により、一の工場に多數の職人を雇備、使役したるが如くなるも、當時斯る生産方法は必ずしも絶對的の必要事にあらざりしが故に、右の條令によりてよく禁止し得たるも、資本家の發達を阻止し、田舎に於ける織物業を禁せんとする Tudor 王朝の政策は何等の效なく、十七世紀初頭に於て、織物製造は、單に都市に限らるゝことなく、全國到る所の村落にも行はれて居る (Ashley 前掲 p. 235-6. Lipson 前掲 p. 277)

斯く資本家たる Clothier を中心とせる生産組織に於て工匠は如何なる地位に立つや、専ら織匠 weaver に就きて見る。

西部地方に於ては、織匠は自己所有の材料を用ひずして、資本家に雇傭せられて資本家によりて供給せられたる材料にて製作する。Clothierが給する織絲を一定の形式に織るべきを契約し、其織絲を自宅に運び自家にて製造したる後之を雇主に返附して其勞銀を受ける。材料に所有權なきも尙、一般に織機を所有する。

通例織匠は一人の雇主に限らずして、同時に四五人の雇主に雇傭せられる。従て、一人のClothierに業務の不振なる時は直ちに他の雇主を求め、又自己の好む所の仕事をのみ選むを得、斯く職を求むるを一人の雇主のみに限らざるは、工匠の獨立の精神を高むる等の利益あるも、雇主の方面より見れば、仕事の遅延並に、仕事多き場合にも、雇主は直ちに充分の工匠を有し得ない等の不利益を見る。

而も、Clothierは小資本を以ても、其業務を

於て如何に有力なる王權を以てしても、尙多數者の失職を防止することは出来なかつたのである。(Lipson 前掲 p. 56-59. p. 108-10. Ashley 前掲 p. 231-2)

以上は専らイングランド西部地方及東部地方に於ける進歩せる生産組織の下に於ける諸状態に就きて述べしも、北部地方に於ては稍々異なる状態を示す。

北部地方に於ては Clothier を domestic manufacturer と稱し、西部地方に於ける Clothier 及織匠と同じからず、即、材料並に織機を有する點に於て後者と異り、工業的或は商業的資本家にあらずして寧ろ手工業者たる點に於て前者と異なる。

此家内製造業者は商人より羊毛を購入し、自家にて、其家族及職人等と共に、織物製造の各過程を悉く行ひたる後、既製の織物として市場に

行ふを得るが故に、一度、不景氣となる時は、資力に富む Clothier は、尙工匠に職を與へて、織物を蓄藏して恢復期を待つことあるも、多くは、需要あるまで織物の製造を廢するを以て、織匠等は失職し、農事繁忙の期には、農事に雇はれて糊口を繋ぐも、農業による勞銀は極めて少なく、又座職の生活は直ちに戸外の勞働に堪えず頗る窮境に陥る。

従て、Tudor 王朝並に Stuart 初代の諸王は不景氣の時にも、尙雇主は工匠を解傭すべからずとし、Privy Council (樞密院) は治安判事等をして、或は Clothier を召集して、職人を解雇して、衣食の途を失ふことなかしめんことを求めしめ、或は商人を召集して、尙、續いて購入をなすべきことを命ずる等の手段を行つた。而も既に外國市場を有する英國織物工業が、或は戦争等の原因によりて需要の杜絶に遇ふ場合に

出す。斯くの如きは、西部地方に行はるる domestic System の幼稚なる状態にあるものにして、決して、ギルド組織と同一なるものでない。ギルド組織の下に於ては織物工業全班を通ずる支配的中心をなすものなく、各過程の工匠は各々獨立の地位に立つものである。

北部地方に於ける斯る生産組織に於て domestic manufacturers は殆ど資本を必要とせず、織機及其他の器具も自製又は極めて廉價に購入し得られ従て職人も容易に其地位に上り得るの途が開かれて居る。

以上述ぶる所は、英國織物工業に於て、十五世紀以後、次第に行はれ來りし新生産組織に於ける諸状態の概要である。

十

十六世紀以後の織物工業發達の上に大なる貢

獻をなせるは、宗教改革後の新教徒迫害より生ずる、ニーデルラント方面よりの移住民である。此移住に於ける主要原因は宗教的原因にして、其主たる目的は其職業に特に利益ある地を求めんとするに非ずして、自己の信仰を保ち得るの地を得んとするにある。其移住地は諸國に亘り、英國は唯其一部である。

之等の移住民は一度 Mary 女皇によりて英國外に退去を命ぜられしも、エリザベスの即位と共に復歸し、更に其後のニーデルラントに於ける宗教的壓迫は益々其英國移住を増加せしむるの結果となつた。既に記せる如く英國産織物にして輸出せらるるものは殆ど全部仕上せず、染めずして輸出せられ、英國工匠の技術は、未だ大陸に於ける織物工業に比して劣つて居つた。而してニーデルラントより移住し來れる工匠は優秀なる技術を有するものなるが故に、宗教的

一年オランダの織匠三十家族を迎へた。而して同市に移住し來る外國工匠頗る多く一五六八年に於ては約千五百人に上り、翌年に於て殆ど三千人に達し更に同七二年に於て同市に在る外國工匠、四千人を下らず、七八年頃に於ては六千人に達する夥しき移住を示して居る。

Norwich は之等多數の移住民によりて、其繁榮を回復し得たりしにも係らず、同市の工匠組合は尙、小地方的利害に拘はれて、外國工匠に幾多の制肘束縛を加へんとし、兩者の争議を生せしめた。Colchester 及其他の諸地に於て略々同様の争議を生じ、濫りに國內工匠が小利害に執着するは新工業の發達を妨げしも、遂に新織物業は舊工業を驅逐した。久しからずして、外國工匠は多數人民の中に併呑せられ、英國の國富は之によりて著しく増進せられたのである。

而して New drapery の其後の發達に關して

原因以外、國富に貢獻するものなりとの理由を以て、英國政府の歡迎する所となり、英國織物工業の發達に一新期を劃することとなつた。當初彼等は、地方工匠によりて反感を蒙りしも、尙十年の後に於ては、其在住によりて生ぜる利益に就き、何人も疑を容るゝの餘地を認めなかつたのである。

之等移住工匠の技術を俟ちて初めて可能となる、精巧なる織物を製造する所謂 new drapery の中心地として Norwich, Colchester, London, Canterbury, Stamford, Sandwich, Theford, Yarmouth. を擧げる。殊に Norwich は疫癘、火災の難及工匠の都市外への移動により、十五世紀初頭に於て英國第二の大都市たりしものが、五十年を出でずして第六位に下り、市場も頗る衰頹するに到つた。茲に於て同市は、新移住民を迎へて、其衰運を挽回せんとし、一五六

は、十七世紀に於ける織物工業の状態と共に更に稿を新にして述ぶべきである。

十七世紀を通じて織物工業は尙英國國富の基礎であり、各産業の中心である。而して、Ashmole の云へる如く、英國社會史に羊毛工業の占むる地位を知らんが爲めには、更に十六世紀に於ける agrarian revolution を究むべきであらう。(Cunningham: Alien Immigrants to England. p. 137-71. Lipson 前掲 p. 2. p. 21-26. Ashley 前掲 p. 237-41. p. 222)

而して以上十項を以て、十四世紀以後十六世紀に到る英國織物工業並に主として Merchant Adventurers によりて行はれたる織物貿易の諸状態及發達に就きて述べたるは、織物工業並に其貿易に於て、J. Unwin の謂へる如く、經濟史上の三個の重要點即、(一)社會的分岐及諸階級の形成、(二)商工業組織の發達、(三)近世國家

の商工業政策の發達に關して、他の如何なる方面にも優りて、最良の説明を得べきが故である。(Unwin: Daniels' Early English Cotton Industry Introduction p. 2) 吾人は、此産業方面に就いて、

中世的經濟組織より近世的經濟組織に到る變遷の最も明白なる説明を求むるを得るであらう。

既に述べし如く、近世英國の工業に於て、技術と經濟との分離は先づ羊毛工業に生じ、企業家たる Clothier は生産の全過程を經濟上に組織し、統一する。斯くて後の所謂「マニユファクチュリア」及機械的生産等の工場制度による英國近世資本主義的大工業の發達も其端緒を羊毛工業の domestic system に發する云ふべきである。

而して、Gross の謂へる如く、「Merchant」なる語は、小商人と手工匠を含む Guild Merchant より、工匠を除外し小賣、卸商人のみを抱含する Companies of Merchants を通じて、更に大

商人のみより成る Staplers 及 Merchant Adventurers に到る各三個の階程によつて其意義の變遷を示して居る。(Gross: Guild Merchant p. 157)

而も Merchant Adventurers に於けるが如く、社員たる大商人が、一定の規定の下に、各々自己の資本を以て貿易をなす regulated company 制規會社の制度は中世經濟より近世經濟組織への過渡期の産物である regulated company は唯一歩にして近世的 Joint-Stock Company の制度に達するを得るのである。Joint-Stock Company の發生の爲に必要な制度は既に發達し、唯適當なる機會の刺戟あるを待てるのみである。(Scott: Joint-Stock Companies to 1720 vol I. p. 15)

而して英國最初の Joint-Stock Company たる一五五三年設立のロシア會社及、一段、制規會

社として設立せられ、後、株式會社となれる、英國東印度會社等に關する諸問題に就ては他日を期すべくして、本稿に於て述ぶべきでない。(完)

附記、本稿作成に當り、恩師阿部先生に種々の御指導を受け、毎號豫め御校閲を賜はつた。筆者は茲に厚く御禮を申し上げます。又、長く此贅しい本稿のために貴重な紙面を割いて下された本誌編輯者の御寛恕に對して茲に感謝せねばならぬ。

資本の本質に關する

一 論争 (二)

金原賢之助

四

然らば「何人が、將來の財に對して割引を爲す目的の爲に、此用具の生命に依りて示された期間を、計算するの機會を持つや。」クラーは述べ、「若しも所有者又は使用者が機械の

餘剰の所得を他のものを購入する償却基金として蓄積するならば、彼が此基金を銀行より引出す其時は彼にとりて新しき享樂を意味せざるなり。其は唯用具を更改することなり。所有者が享樂を期待し得る唯一のものは、此機械のみよりはならずして其(機械の)連續全體より彼に入り來る所の他の限りなく連續する所得なり。而して其連續する所得は永久的利子を構成するなり。吾人の公式に於ては此は「所有者は永久的資本より永久的生産物を期待するのみ」と云ふことなり。特定用具の更改せらるゝ時以前の期間の長さは、彼にとりて、何等重要にあらざるなり。」(Clark, The Origin of Interest, Quart. Jour. of Eco., vol. IX, p. 273)之に従へば、利子と生産期間とは關係なきものと言はざるべからず。即資本財の生産期間に關して自説を述べたるクラーは、更に「生産期間を延長することは